

SHELLED OUT?

A SNAPSHOT OF *BEKKO* TRADE IN SELECTED LOCATIONS IN SOUTH-EAST ASIA

「SHELLED OUT? 東南アジアのベッコウ利用を考える」

by Peter Paul van Dijk and Chris R. Shepherd

和訳：トラフィックイーストアジアジャパン

トラフィックサウスイーストアジア・レポート

訳者注：これはトラフィックサウスイーストアジアが作成した「SHELLED OUT? A SNAPSHOT OF BEKKO TRADE IN SELECTED LOCATIONS IN SOUTH-EAST ASIA」をもとにトラフィックイーストアジアジャパンが和訳したものです。文中の図や写真、参考文献等に関しては、原文であるレポートをご参照ください。

概要

タイマイ *Eretmochelys imbricata* は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)の附属書 I に掲載されている。このため、ベッコウと呼ばれるタイマイの甲ら製品はワシントン条約 (CITES) によって国際商取引が禁止されている。また、多くの国々において、国内法でベッコウの国内商取引は禁止されている。しかし、違法取引は供給地域のひとつである東南アジアでいまだに続いている。トラフィックサウスイーストアジアは、ベッコウ取引にかかわっている伝統的に要となる 2 つの国インドネシアとベトナムにおいて 2001 年 9 月/10 月および 2002 年 2 月の 2 回にわたり、選定された場所でのベッコウの在庫と取引の状況を知るための調査をおこなった。

インドネシアで調査された場所では、特に市場にみられる小売取引において、タイマイの取引はその調査前の 10 年間よりかなり減少しているようである。卸売取引も減少し、その他の貿易は姿を消している。在庫もかなり減っている。インドネシアのある場所に集まる 3 つの元ベッコウ取引業者は、活動を停止しているようだが、輸出が再び合法的なものになったら取引を再開する機会をうかがっているといわれている。ベッコウの国際取引が合法化されれば、インドネシアの取引業者が在庫を再構築することになる。そうなれば、残っている地域でのタイマイの個体群の捕獲への圧力が増すことにつながる。インドネシア政府が最新の在庫状態を把握し、輸出再開のために CITES の承認を求めるつもりはないという確固たるメッセージを伝えれば、このようなことが起こる危険性は抑えられる。

ベトナムでの調査時、この国のタイマイおよびタイマイ製品の取引は、1993 年に記述された取引水準より増えていた。2002 年 4 月にベトナムで制定された保護法でタイマイを対象にしたことは、ベトナムでの個体群を保護する活動への重要な前進となりえる。

ベトナムでもインドネシアでも、この調査からはタイマイの捕獲と取引について、CITES での検討の有無にかかわらず早急な対応が必要であることが示された。トラフィックでは、タイマイ製品の取引を制御し、国の法律および CITES の規定に対するさらなる違反をくい止めるために、以下の措置をとることを提案する。

- ・ インドネシアのベッコウの現在庫について信頼性のあるデータが必要である。これは、どんな国との国際取引の再開の兆しがあり、インドネシアの取引業者が持っている在庫分の販売許可の要求につながり、在庫量はそのような要求に見合うように増えていく可能性があるからである。
- ・ さらなる違法輸出を阻止するために法律に従って、違法に保管されたベッコウはインドネシア政府が没収すべきである。
- ・ タイマイとその部分の違法な捕獲と取引を訴えるために、インドネシア、パプアニューギニア、フィリピン、およびその他のタイマイ生息地の政府当局と NGO による活動が、認知、支援され、拡大されるべきである。

- ・ インドネシアにおける既存および提案されたタイマイの飼育計画は、不正な行為がからんでいるとみられるため、注意深く監視されるべきである。
- ・ ジャワの Yogyakarta (ジョクジャカルタ) におけるベッコウ産業および取引の新たな調査が実行されるべきである。この都市は取引の中心地としての可能性を秘めているからである。Ujung Pandang(ウジュン・パンダン)ではさらなる取引および貯蔵調査が必要とされる。また、貿易調査は West Sumatra (西スマトラ)、Nias (ニアス)、Papua (パプア) (旧 Irian Jaya(イリアン・ジャヤ))、その他のタイマイの大量捕獲および取引がおこなわれているとされる地域で実施されるのが妥当である。
- ・ ベトナムでは、タイマイに対する完全保護の現状を告知するために取引業者とバイヤー双方に向けた教育と意識改革が始められるべきである。人々にタイマイ製品を買うことをやめさせ、外国人にこの種の国際貿易および輸送を禁じる CITES を知らしめるキャンペーンが続行増大すべきである。
- ・ タイマイに関するベトナムの保護法は、国内取引に取り組むため、およびベトナムからタイマイ製品のさらなる違法輸出をくい止めるため、次の段階では指標となる法活動をおこなうべきである。
- ・ ベトナムにおけるさらなる調査により、ベトナム全土のベッコウ製品が引き続き入手できるか否かに関する国内市場の制御が実施されるべきである。
- ・ 商業出荷を追跡するために、地域的な没収の監査が全東南アジアと東アジアで組織されるべきである。

図1 東南アジアの地図、レポートにある主な場所を示す。(訳注：省略)

はじめに

タイマイ *Eretmochelys imbricata* (Linnaeus, 1766) の甲ら、あるいは鱗甲は、何世紀にもわたり装飾品やその他の品物に利用されてきた。このベッコウと呼ばれる原料を獲得するためにタイマイを捕獲することは、野生の保護に大きな脅威を与える。現在タイマイは、近絶滅種の状態となっている。この種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約、または CITES) の附属書 I に掲載されている。つまり、CITES 締約国は、この種と部分や派生物の国際商取引は事実上、禁止されている。

第 11 回ワシントン条約締約国会議 (CoP11) において、キューバは 1993 年から 2000 年 3 月 (Anon., 2000a and b) の間に捕獲されたタイマイの副産物として保管されていたタイマイの鱗甲の 6.9 t を売り、鱗甲の年間取引を 500 頭まで引き上げる (Anon., 2000a) ことを提案した。キューバの提案は激しく論議された。(Richardson, 2000) 提案はわずかな差で却下されたが、これに類似した提案が第 12 回ワシントン条約会議 (CoP12) に提出された (Anon., 2002a)。この提案 (Prop.12.30) の下に、キューバは、一回限りの取引に限り、輸入国で鱗甲は登録され、綿密に管理することを保障するという条件で、在庫のタイマイの鱗甲 7,800 kg を売ると提案した。会議開催前にこの提案に関する幅広い意見が交換された。取引がタイマイのきめ細かい管理に追加の資源を与えることになり、種のためにも商業目的にも利益をもたらすという見解もあるが、逆にそれは将来の取引の先例をつくり、他からのタイマイの鱗甲の“不正”取引を助長し (Anon., 2002a)、カリブ海、東南アジア、その他の場所で種の個体群の過剰捕獲を増大させることにつながるという意見もある。その結果、キューバは 2002 年 8 月 19 日に提案 (Prop.12.30) を撤回した。

世界規模でウミガメ保護に貢献するため、特にキューバの CITES におけるタイマイ取引の提案が受け入れられていた場合の保護についての評価を支援するため、トラフィックは 2001 年に取引量が多いと言われる東南アジアでタイマイとその製品の商取引を調査した。特に CITES に提案された取引を悪用する、あるいは国際レベルで東南アジアの現在庫の取引をする潜在性があると思われる機会を確認することに重点が置かれている。

背景

タイマイ—一般的な種の情報

半世紀にわたる日常的な観察、詳細にわたる研究、モニタープログラム、個体群管理などの活動により、ウミガメの繁殖生態、移動ルート、捕獲圧、偶発的な脅威、保護状況に関するデータが豊富に得られるようになった。Bjorndal, 1982; Anon., 1990; Meylan and Ehrenfeld, 2000; Pilcher and Ismail, 2000 に画期的な論評が記述されている。

タイマイはウミガメの中で、熱帯にもっとも適応したカメである。その分布は熱帯全域にわたり、東南アジアでは適所であれば沿岸地帯にもたびたび現れる。タイマイはサンゴ礁地域に生息し、一般にその近くの沿岸に巣をつくる。小さな島を好むが、離れた営巣地に移動していくこともある。カメは主に海綿を食べるが、他の広範囲にわたる無脊椎動物も摂取する。藻やアマモ、マングローブの果実や葉も食べる。カメは背甲の模様、4対の肋骨鱗甲、比較的“とがった頭”（英名の由来になっている）2対の前頭葉に見られる前部の鱗片により区別できる。先端がとがった姿であるが、これは大抵の個体に見られる背甲と特徴的なこぎり状の背甲の縁にあるとがった板が（隣接しているというよりは）重なり合っているためである。カメの背を覆っているとがった甲らが鱗甲と呼ばれるのに対し、頭部、四肢、その他の皮膚部分を覆っている薄くて柔らかいとがった片は鱗片と呼ばれている。タイマイは比較的、小さな海洋生物である。成体のメスの鱗甲の直線的な長さは 53 cm から 114 cm で、（アジアではめったに 93 cm を超えるものは見られない）重量は 35 kg から 77 kg になる。（Pritchard and Trebbau, 1984; Marquez, 1990; Das, 1991; Iverson, 1992; Chan and Liew, 1999; Lim and Das, 1999; Pilcher and Ali, 1999）

ウミガメの長期的な生存が危機にさらされていることは広く知られている（Anon., 2002b）。タイマイは厚くとがった甲ら、卵、時には肉を狙われ、種を持続できない捕獲レベルに達しており、生息地の劣化により危機に見舞われている。この種が IUCN のカテゴリーで（Anon., 2002b）世界的に「近絶滅種（CR）」になったのもこうした理由からである。盾のような甲ら、あるいはベッコウが求められたタイマイの捕獲は、何世紀にもわたりおこなわれ、アジアの手工芸家はこうしたものを装飾品や実用的なものに加工してきた。鱗甲やそれから加工された物は日本語で「ベッコウ」と呼ばれている。この言葉は保護関係者の中でも広く使われるようになった。唯一タイマイだけが厚みのあるとがった鱗甲をもつのでベッコウ装飾品に加工することができる。鱗甲は肉用に捕獲した際の副産物であった。こうした活動の中で、カメはたびたび、鱗甲をはがされた後に、生き延びて鱗甲を再生するだろうという非現実的な望みを託されて海に戻される。大抵の場合、漁業目的のためのウミガメはアオウミガメが好まれるが、（多くの文化圏では、タイマイはまずいか毒を持つと思われるにもかかわらず）しばしば偶然にタイマイが捕獲される。

ウミガメとタイマイとベッコウを含む製品における国際取引は、この 25 年くらいの間に以前にも増して制限されてきた。これは国内の保護政策が導入され、すべてのウミガメが CITES の附属書 I に含まれるようになったため、およびより多くの国々が CITES に加盟し、留保（法的異議）を撤回したためである。1994 年は日本が CITES の附属書 I に対する留保を撤回した年であるが、この年以來、タ

イマイおよびベッコウの合法的な国際取引はおこなわれていない。タイマイは引き続き 2002 年の IUCN のレッドリストで絶滅危惧種として分類されているが、世界的な国際取引の禁止は、この種が存続していくうえで利益をもたらさないと論ずる人たちもいる。世界規模での取引規制が効果をもたらし、ゆっくりながらもある個体群は回復し始めているという徴候も見られる (Anon., 2000a)。

ベッコウ-アジアにおける歴史と近年の取引

過去のアジア市場でのベッコウ取引は主に日本向けであった。しかし、韓国と台湾、中国への取引もあった (Groombridge and Luxmoore, 1989)。日本のベッコウの加工は江戸時代の元禄時代 (1688-1704 年) に遡る。ベッコウ工芸は江戸を中心として、主に櫛や髪飾りを製作していた。ベッコウ工芸品は非常に高価なため、所有できるのは主に大名たちの妻やおいらんなどに限られていた (Anon., 2000c)。明治時代 (1868~1912 年) は、ベッコウの工芸はくしや髪飾り以外にも、タバコケースやその他の小物入れ、ミニチュアの船モデルなどに広がっていった。ある資料によると、こうした製品を長崎で市場に出したり、海外へ展示品として出したりすることにより海外における需要を刺激し、ベッコウの輸出が顕著になってきたということである (Anon., 2000c)。今日、日本のベッコウ工芸品製造の大部分は国内の需要を満たすためにある。ベッコウの筭 (こうがい) は今も伝統的な日本の結婚式の花嫁衣装に利用されている。

ベッコウ取引では異なる等級とタイプに識別される。背甲の脊椎および肋骨の鱗甲は「甲ら」、その他の鱗甲は「爪」、腹甲の鱗甲は「腹甲 (ハラコウ)」と呼ばれている。ベッコウはその色や模様によりグレードがつけられており、無地で白みがかかった黄色の「白甲 (シロコウ)」、かすかに模様がありオレンジ色の「ジョウトロコウ」、かすかに模様があり黒色の「チュウトロコウ」、そしてはっきりとしたまだら模様がある「散斑 (バラフ)」がある (Anon., 2000c and d)。シロコウはほとんどがハラコウでもっとも高価なベッコウである (Anon., 2000c and d)。

タイマイ 1 頭あたり、平均 780 g のベッコウを生産する (Milliken and Tokunaga, 1987)。生きているタイマイの鱗甲は 1~3 mm くらいある。自然のままの鱗甲より大きい物や厚い物を作るには圧力、水、熱を利用して天然の糊の役割をするコロイド状の (膠) 物質を押し出し成形し、複数の鱗甲を張り合わせる事ができる (Anon., 2000c)。

日本ではタイマイの数は極めて少なく、沖縄にごく限られた数が産卵に来る (Kikukawa 他, 1999)。かつて日本に占領されていた地域も、(例えば台湾) 沿岸における個体群は限られている。このため日本のベッコウ産業は常に輸入に依存している。原産地域はタイマイの自然の生息範囲、カリブ海ラテンアメリカ地域、東アフリカおよびオセアニアのあらゆる部分を扱っている。1970~1979 年の間の日本への主要輸出国は、パナマ、インドネシア、キューバであった。日本は年間平均 38,700 kg を輸入していた。1980 年から 1989 年にかけて、日本はみずからその輸入量を年間 30 t に限定した。

(<http://www.traffic.org/cop11/newsroom/hawksbillturtles.html> を参照) その後、未加工のベッコウの輸入割当数は年々減っていった。そして 1993 年 1 月 1 日付けで輸入量はゼロになった。(Anon., 1994a, 2000c and 2000d)。1980 年以後、1993 年 1 月にベッコウの輸入が禁止されるまで、日本への輸入のほとんど

はキューバ、ソロモン諸島、ジャマイカからのものであった (Anon., 2000d)。

日本の輸入猶予期間に続き、ベッコウ業界は日本ベッコウ協会を設立した。業界は日本に 1993 年以前に輸入された在庫を原料としている。日本ベッコウ協会の会員は月に一回、原料になるベッコウのオークションをおこなっている (Anon., 2000d)。

1993 年にベッコウの日本への輸入が禁止されて以来、日本へベッコウを密輸しようとする企てが発覚している。それは 1995 年インドネシアからベッコウおよそ 3t のコンテナによる輸送から、ドミニカやシンガポールからの比較的少量の密輸まで及んでいる (表 1)。

表 1

1993年1月1日より有効な日本へのベッコウの輸入の禁止以来、輸送時に没収されたベッコウ輸送のまとめ

年月	ベッコウの 重さ (kg)	輸送元	輸入先	輸送方法	関係者
1994.1	24	ドミカ	東京、成田空港	スーツケース	長崎のベッコウ業者
1994.3	587	ドミカ	大阪、伊丹空港	箱の中、牛の角とひづめが入っていると申告された	日本の業者
1995.8	3083.05	インドネシア	大阪、南港	容器内にあるココナッツの殻の間に隠されていた スーツケース	日本人男性
1996.3	115.3	シンガポール	東京、成田空港	スーツケース	1994年3月のときと同じ日本の取引業者、スーツケースを輸送する手段はクーリエ
1997.4	31.45	シンガポール	大阪、関西空港	スーツケースに隠す	日本人男性
1998.4	119.61	シンガポール	東京、成田空港	袋に入れて運ばれた	長崎のベッコウ取引業者とその息子と2人から7人のシンガポール人（4人が逮捕された）
1998	9.72	シンガポール	福岡空港		
1998.9	65.71	シンガポール	名古屋空港	スーツケースの中にし のばせる	日本の輸入業者と他の4人の日本人、日本へベッコウを輸送するように頼まれた。5人の日本人が逮捕された。

出典：Anon., 2000c と d

東南アジアのウミガメに対する保護の現状と脅威

東南アジアのウミガメは、他の地域同様、様々な脅威にさらされている。そうした地域は人口が過密で、長い文化的な歴史がある。その中で人々はウミガメを利用し、その結果としてウミガメの個体群への影響を及ぼすこととなる。東南アジアは世界のどの地域よりも問題が集中している。人口が急速に増加し、漁業が盛んになってくると、ウミガメへの危険も高くなっていく。アジアの経済が拡大し、多くの輸入国が豊になるにつれ、ベッコウへの需要が増え、タイマイを脅かす。

2002年 IUCN の絶滅のおそれのある種のレッドリストには、全種のウミガメが世界的に絶滅に瀕しているとしている。東南アジアの種の保護の現状は表 2 に示されている。

表 2

2002年 IUCN レッドリストに掲載されている東南アジアにみられるウミガメの保護の現状

カメの種類	保護の現状
<i>Caretta caretta</i>	絶滅危惧種 (EN) A1abd
<i>Chelonia mydas</i>	絶滅危惧種 (EN) A1abd
<i>Eretmochelys imbricata</i>	近絶滅種 (CR) A1abd+2bcd
<i>Lepidochelys olivacea</i>	絶滅危惧種 (EN) A1abd
<i>Natator depressus</i>	危急種 (VU) A2cde
<i>Dermochelys coriacea</i>	近絶滅種 (CR) A1abd

出典：Anon., 2002b

近年おこなわれた、東南アジアにおけるウミガメの現状およびその個体群への脅威分析によると、成長したカメの肉を目的とする捕獲、消費のための卵の収集、漁業の網による捕獲（混獲）、営巣地および繁殖地の劣化などの順で重要視された（Salm, 1984; Anon., 1989; Groombridge and Luxmoore, 1989; Meylan and Donnelly, 1999; Pilcher, 1999; Kemf 他 2000; Meylan and Ehrenfeld, 2000; Suganuma 他, 2000; Anon, n.d.）。タイマイの捕獲は、最近の調査報告（例えば、Kemf 他, 2000）、一般的な普及啓発の出版物（例えば、Chantrapornsyl, 1996; Pilcher, 1999）によると、一般にアジアのウミガメへの主要な脅威とはみられていない。また、バリ島で肉取引用に大量に捕獲されるカメと比較すれば、タイマイはそれほど重要視されていないと報告されている（Davenport, 1988; Aw, 1999 and Anon., n.d., 例え）。このことは、タイマイの肉が一般にアオウミガメと比べて美味ではなく、毒があることもあると考える地域共同体がある（おそらく季節やカメの食性に関連する）事実とも相まって、タイマイがアオウミガメやヒメウミガメのように広く知られていないという事実を反映しているといえる。ウミガメの肉の需要を満たすため、地域取引供給としてバリ島へのルート拡大は続いている。バリ島のウミガメの個体群は 1950 年代に激減した。1988 年の取引ルートの地図では、インドネシアの Maluku（マルク）区域（旧 Moluccas（モルッカ））、スラウェシ南部・南東部、カリマンタン南部・東部、パプア（旧イリアン・ジャヤ）に至るまでがカメの供給地域であることが示されている（Davenport, 1988）。もう少し新しい地図になると、取引ルートが Waigeo（ワイゲオ）島（パプア区域）、Aru（アルー）島（マルク島区域）、カリマンタン北部とジャワ西部にまで拡大されていることが示されている（Anon., n.d.）。10 年前、カメが広く普及していたスラウェシ東南部沖の Tukang Besi（トゥカン・ベシ）諸島の漁師は、SHELLED OUT? 東南アジアのベッコウ利用を考える

現在、マルク諸島のカメを捕獲するために2日間、漁に出る (Curran, 2002)。

ベッコウ用の甲らが獲得されているのは、(肉を) 摂取するための直接の捕獲による副産物なのか、あるいは漁業の付随漁獲物なのか、またそれがこの種の過剰捕獲の主たる要因となっているかは明らかではない。ベッコウを目的とした捕獲と肉や卵を採るための重要性は、場所によって大きく違う傾向がある。また時代によっても変わっていく可能性がある。Meylan と Ehrenfeld (2000) は、Milliken と Tokunaga (1987) による 1970 年から 1986 年にかけて 60 万頭以上のタイマイが大量の甲らを生産するために日本へ輸入されていたという算定を引用し「カメの甲らの取引はタイマイの絶滅の危機に大きく関与していると考えられている」と明確に述べている。日本への輸入が禁止された 1993 年 1 月 1 日以来、ベッコウ用のタイマイにねらいを定めた捕獲は、完全になくなってはいないが明らかに減少したようである。

Suganuma 他 (1999, 2000) は、インドネシアにおけるタイマイの個体群の減少は、1992 年以前にベッコウと剥製が (日本は 1989 年以降、ウミガメの剥製の輸入を禁止していたにもかかわらず) 日本へ輸出されていたためとした。また、人口増加および卵の経済価値が高まってきたおかげで、ジャワ海の島々における開発と人口が増加し、ウミガメの卵の収集も増えてきた。インドネシア、ジャワ海区域のタイマイの個体群は、近年急激に減ってきている。30 ヲ所の営巣地のうち、最近 17 ヲ所が調査されたが、この場所における巣作りは 72% 減少したと算定された。個々の営巣地は 50% から 88% の間で減少していることがわかり、ある繁殖地は今にもなくなってしまうと推定されている (Suganuma 他, 1999 and 2000)。

ベトナムでは、タイマイは 1992 年のベトナム・レッド・データ・ブックで「絶滅危惧種」に分類されている (Anon., 1992)。それは卵の収集、営巣地の破壊、過剰捕獲による影響だと Ngyuyen (1999) により報告された。ベトナムにおけるベッコウ取引は、Bourret (1941)、Anon (1994b)、特に Nguyen (1999) により記述されている。Nguyen (1999) によると、タイマイは 18 種のウミガメのうち、5 種はコンダオ群島の沿岸に巣籠りをしているが、人間の干渉に敏感な種なので、個体群の推定や傾向といった情報はほとんど得ることができない。

東南アジアのウミガメ保護に関連する規制

国際条約

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)

ウミガメ科 *Cheloniidae* とオサガメ科 *Dermochelyidae* のすべてのウミガメは CITES の附属書 I の中に掲載されている。それは CITES 条約締約国において、個体およびその一部あるいは派生物の商取引を、どんな形式であれ禁じるものである。(2003 年 11 月時点で、キューバ、セントヴィンセント・グレナディン諸島はタイマイを留保している。また、キューバはアオウミガメ *Chelonia mydas* を留保する一方、スリナムはオサガメ *Dermochelys coriacea* およびアオウミガメを留保した。(留保はオーストラリアの個体群には適用されない) (CITES 通達 2002/034; http://www.cites.org/eng/append/reserve_latest.shtml 参照)。

ウミガメの個体群が生息する東南アジアのすべての国は、CITES の条約締約国である。ただし、東チモールは除く。インドネシアは 1979 年 3 月より CITES に加盟したが、タイマイおよび主にベッコウの取引に対して留保した。ベトナムは 1994 年に CITES の加盟国となった。

移動性動物の種の保存に関する条約 (CMS) (別称ボン条約)

ウミガメはほとんどの個体群が移動性の生活を続けている。このため、ボン条約の本文に記述されているようにカメは国家間の海域を移動する。2000 年 7 月、インド洋と東南アジアにおけるウミガメとその環境の保護と管理に関する合意書が、124 カ国が出席するマレーシアの Kuantan (クアantan) における会議で立案された。この覚書の主旨は「もっとも信頼できる科学的な証拠に基づいて、条約国における環境、社会経済、文化的な特徴を考慮に入れた上で、ウミガメとその生息地の保護、保全、補充、改善をする」ことである。覚書は、数々の多国間および二者間の協定に言及し、こうした覚書やプログラムはインド太平洋地域におけるウミガメの保全に関連している。覚書の実施進行状況およびその中で提案された活動は、2003 年 1 月 22 日～24 日にタイのバンコクで開催された覚書の締約国による最初の会議で見直された。インドネシアとベトナムはいまだ、この条約に同意していない。

インドネシアとベトナムの国内法

インドネシア

1999年以前、インドネシアの法令では、オサガメ、タイマイ、ヒメウミガメ、ヒラタアオウミガメは、捕獲から完全に保護されていた。しかし、アオウミガメはバリ島での宗教上の行事や祭事で年間5,000頭の捕獲が許されていた (Soehartono, 1995)。すべてのウミガメは1999年の国家規正法第7条および8条の下に保護されている。これは生物自然資源とその生態系に関する法令の第5条(1990)に適用されている。また、農業省の法規命令327(1987)と716(1980)にも採用されている。この法令はインドネシアにおけるウミガメとウミガメ製品の国内および国際取引のすべてを禁止するものである。

ベトナム

ベトナム海域から報告されるウミガメの5種は、初めは法令18/HDBTに掲載されてなかった。しかし2002年4月22日付の法令48/CPとして発効されたものの改訂で、この種のカメが対象範囲に含まれた。法令48/CPのグループIに含まれる種、すなわちタイマイを含むものであるが、野生から捕獲した場合はその利用を認められない。特別で非商業的な利用や捕獲は農業・地域開発省により申請し、個々に首相により承認されなければならない。このようにタイマイとベッコウの国内取引は、2002年4月22日までは合法であったが、それ以降は違法になった。タイマイとベッコウの輸出は1994年以降、違法となっている。この年はベトナムがCITESの条約締約国になった年である。

東南アジアのタイマイ取引の近況

調査方法

インドネシアでは過去にベッコウを輸出したと知られている場所が調査され、「日本で興味を示すバイヤーの友人」と装った調査員が取引業者にベッコウの入手状況、数量、この業界の他の取引業者などについて質問した。当時は政治的に不安定な状況下のため、ジャワにおける歴史的な取引地域を調査することはできなかったが、情報の入手が可能と思われる他の地域で訪問調査がおこなわれた。港、漁業市場、土産店、宝石店、貨物輸出企業、手工芸卸売業者、タイマイ保有地などである。インドネシアでの保護に携わる個人もインタビューされた。調査は2001年9月と10月にメダン（スマトラ島北部）とバリ島、ウジュン・パンダン（スラウェシ南部）でおこなわれました。調査時のインドネシア・ルピア（IDR）から米ドル（USD）への換算では、1米ドルに対し9,800インドネシア・ルピア。

ベトナムでは2002年2月13日から20日にホー・チ・ミン市とハー・ティエンとその近隣で、ベトナム南部でのタイマイの体の部分を取引する現況を評価するため調査をした。いずれの場所でも、タイマイ製品を国外へ大量に持ち出すことに意欲的なバイヤーを装った調査員によりおこなわれた。卸売価格と小売価格が記録された。価格は取引業者により、ベトナム・ドン（VND）あるいはアメリカ・ドル（USD）のいずれかで付けられた。調査当時の換算レートは1米ドルに対し、15,000ベトナム・ドン。

インドネシアとベトナムでのベッコウ製品の前回の調査が2001年/2002年の取引水準における調査時の取引レベルと比較するために参照された。インドネシアの参考資料は、Groombridge と Luxmoore, 1989; Anon., 1989; Salm, 1984; Schultz, 1987 それに Anon., 1994b のベトナムである。

実際の調査に先駆けて、安価で貧弱な工芸品から中価格の装飾品までの中から、数点が真のベッコウかプラスチック製のイミテーションか判断するためにテストされた。テストでは、工芸品の不規則性と注入式塑造を拡大した精密な検査、また品物の近くに炎を近づけるテスト（プラスチックは溶けるが、ベッコウは髪の毛が燃えるような匂いを伴いブツブツ噴出する）がおこなわれた。真偽をテストしたすべての品物は、本物のベッコウと証明された。

調査結果

インドネシア

メダン、スマトラ島北部

メダンは以前ベッコウ取引の中心地として報告されていなかった。2001年9月、7カ所の土産店を調査したところ、2店は少量のベッコウ製品を出していることがわかった。ひとつ目の店は各々15,000インドネシア・ルピアの値がつけられた3点の伝統的な扇子だけであった。業者はこれらの製品をい

ち早く売りたいと言っていた。この製品が違法であることを知っていたのである。今は高すぎるため、新しいものは置きたくないということであった。彼によると、新しい扇子の価格は 750,000 インドネシア・ルピア。業者は高値になったのは、ウミガメ製品の販売が禁止されたためだと語っている。扇子はスマトラ島西岸沖にあるニアス島で作られているようである。2 番目の店はより多くの在庫があり、14 個のブローチ、10 個の髪飾り、6 個の小物箱、2 個の櫛があり、価格は 150,000 インドネシア・ルピアから 400,000 インドネシア・ルピア。製品はすべてメダンの職人によって作られているが、原料はニアス島から来ると言われている。ニアス島の取引の規模は不明。

バリ島

Denpasar (デンパサル) に拠点を置く WWF インドネシアのオフィスでは、ウミガメの保護に関する広範囲にわたるキャンペーンをおこなった。この数年間にわたり、地元スタッフは警察と非常に強い絆を築き上げ、一緒にデンパサルにおけるウミガメ製品の取引を“一掃する”ことに成功している。警察は WWF により報告された違法取引に関するすべての情報に対応してきた。そして非常に広範囲にわたり業者や市場などで全域を調査し、ウミガメ製品を没収した。WWF と警察は常に状況を把握するために週一回の会合を持っている。

デンパサルおよび Kuta (クタ) の観光中心地の近辺で調査をする間、全域捜査の結果は明白であった。およそ 20 件の観光土産店を調査したところ、一店だけは少量ながらベッコウ製品を扱っていた。店の業者は皆、ウミガメ製品はないかと聞かれると、それは違法でウミガメは保護されているものだから扱っていないと言っていた。品物をいくらか扱っている店 (約 25 個の指輪) でさえ、製品は在庫から出したもので、それらが売り切れたら新たなものは入れないと述べた。

デンパサル、Selatan (セラタン) の Dana's Production という土産物・工芸品店が調査を調査した。ベッコウ製品はあるかと尋ねると、店の店員はカウンター裏から大きな箱を持ってきた。中には大量のベッコウ製品が入っていた。業者によると、原料の背甲はジャワ島で購入され (正確な場所は明確ではない)、職人が様々な品物、多くは銀で装飾を施した作品に仕上げるジャワ島のジョクジャカルタ市内に持っていかれ、バリ島で販売されたとのことであった。カメの原産地は時折、インドネシアのパプア地方 (旧イリアン・ジャヤ) とされたが、ジャワ島原産のものもあった。ベッコウが少量でも輸出されたことはあるかと尋ねると、業者は大抵が輸出されたと答えたが、たった 1 件の例だけを挙げて米国で年一回ほど販売するために大量のベッコウ製品を買っていくニューヨーク州のバイヤーだと述べた。この場所で確認された品物は表 3 に掲載されている。

表3

2001年10月2日にDana's Productionで掌握されたベッコウ製品とその価格

品物	数量*	価格 (IDR)	価格 (USD)	価格 (JPY)
大きな箱 (約 25cm x 15cm x 10cm)	7	各 350,000	35.70	4,329
中サイズの箱 (約 20cm x 10cm x 8cm)	7	各 200,000	20.40	2,474
小さな丸型の箱一式 (直径約 8cm が 3 箱)	30	100,000/セット	10.20	1,237
小さな箱一式 (銀なし)	10	75,000/セット	7.65	928
腰布用留め金	30	各 30,000	3.06	371
髪飾り (銀入り)	30	各 25,000	2.55	310
髪飾り (銀なし)	30	各 20,000	2.04	248
ライター (銀入り)	20	各 40,000	4.08	495
ライター (銀なし)	10	各 25,000	2.55	310

注：*数量は推定による USD1=JPY121.25 で換算、円未満四捨五入

一定の量のベッコウはセランガン島を含むバリ島の他の地域でも取引されている。Serangan (セランガン) のある場所では、大きなコンクリート製水槽の中で40頭のタイマイが泳ぎまわっていた。ここでは、観光客が餌用のわずかな海草にお金を払い、様々な小さな貝殻の装身具も売られていた。ベッコウ製品は売られていなかった。販売員にベッコウ製品は売っているかと尋ねたところ、違法なので売っていないと答えた。一頭の死んだカメが水槽に浮いていた。その動物に何が起こったのか尋ねると、販売員は答えることを拒否した。彼らによると、このタンクはカメを保護するために設けられた。元々は漁師が持ち込んだもので時々、野生に戻しているということである。漁師は毎年、15頭のカメを連れてくるとのことだが、何頭が海に戻されているかは答えなかった。セランガンでも多くのアオウミガメやタイマイが定期的に大きな港に陸揚げされるとのことである。それはタイマイの背甲の原料になるのであろう。

バリ島のWWFインドネシアのスタッフは、一般にカメの捕獲は島のある地域で問題になっていると述べている。特に、これは地元でアオウミガメの肉が宗教および文化に結びついた消費に関係しているようである。こうしたことは、デンパサルおよびクタでは明らかに警察の努力によって衰退してきている。しかし、どの程度続けられているかは未調査である。

ウジュン・パンダン、スラウェシ島

1980年代に発行されたレポート「スラウェシにおけるタイマイ取引 (Hawksbill Turtle trade in Sulawesi)」(Salm, 1984, Schultz, 1987, Anon., 1989)では、14の取引業者がベッコウの在庫品を保有しているとしてリストアップされている。2001年の調査活動の一環としてこれらの業者に対する視察調査をおこなったところ、大半の業者が現在は取引活動をおこなっていないことがわかった(表4参照)。さらに様々な取引業者についてかかわりのある人々から聞き取り調査をおこなった(表4参照)。その結果、日本へのベッコウ輸出に携わっていた大規模な業者は、ベッコウの取引が禁じられて許可が得られなくなり、取引業務を停止していることが判明した。こうした業者の大半は残っていた在庫品を売り払い、ベッコウの購入を完全に取りやめている。しかしある取引会社の代表である Mutiara Mas 氏によると、自分の会社は依然 200kg の在庫品を持ち、取引が再開されるのを待っているという。1 t のベッコウを日本へ輸出する許可を申請したが、現在のところ政府から認可されていないと、この代表は言っていた。また、以前はさらに大量の在庫品があったがその大部分は 1997 年の暴動で盗まれたとも述べていた。

聞き取りをおこなった元業者の大半は国際取引を続けるよう主張していた。ベッコウ取引は、十年ほど前まで従事していた大規模な会社に代わって、個人または小規模なグループによって潜在的におこなわれているようである。現在も取引を注視している元業者によると、2001年に取引にかかわった者の多くは漁船の船員である。ウミガメやサメは漁の対象物ではないため、ウミガメやサメヒレを売って副収入を得ているという。2001年の時点ではエビ・マグロ類を扱う業者であった P.T. Bonecom (表4参照)の元売買人も同じことを話している。船員が「副業」として販売できるように、この業者も機会があればタイマイを捕獲しているという。こうした個人的に取引されている売買量を把握するのは難しいが、タイマイの個体群がかなり減少していると考えている多数の人たちの話から、過去数年に比べるとその規模は小さくなっているもようであった。

残っている在庫品を販売する可能性はあるものも、インドネシア政府はタイマイ甲らの取引を再開する意思はないと認められた。ワシントン条約によってウミガメの国際取引が禁じられる前の 1980年代にインドネシアにおいてタイマイの飼育管理がなされるようになったが、日本ベッコウ協会(JBA)のこれへの関与は減少してきている。しかし伝えられるところによると JBA はスラウェシ島ウジュン・パンダンからすべての在庫品を買い取ることを望んでおり、インドネシア政府の中にもこの在庫品の販売に興味を示す者がいるという。過去に JBA はインドネシアでタイマイ飼育プロジェクトを始めようとし、バリでの立ち上げに失敗すると、ジャワ島から離れた Plau Seribu (プラウ・セリブ)島で同様の活動を支援していたと考えられている。この真偽が定かでない飼育活動は 2001年にはかなり規模が小さくなり、「保護プロジェクト」としておこなわれていた。このような飼育活動の現状は不明であるが、もはや活発にはおこなわれていないもようである。一方、インドネシアの保護団体の中には、こうした飼育活動が現存する甲らを輸出する最前線となっている可能性があるとするものもある(WWFインドネシア海洋生物プログラムの Ketut Sarjana Putra からトラフィックサウスイーストアジアのスタッフへの書簡, 2003)。なお、本調査が基にした情報は、古いものである可能性もある。

2000年に接触したと言われている(WWFインドネシア海洋生物プログラムのKetut Sarjana Putraからトラフィックサウスイーストアジアのスタッフへの私信, 2001)。

表4
スラウェシ島ウジュン・パンダンで1980年代にベッコウ取引を活発におこなっていたとされる14の業者の2001年10月時点での活動状況

業者名	1984年の状況 (Salm, 1984)	1986年の状況 (PHPA調査: Schultz, 1987)	1988年の状況 (Anon., 1989)	2001年の状況 (トラフィック)
P. T. Bonecom	節度ある活動	掲載されていない	活発ではない、在庫なし	活発ではない。在庫なし。現在はエビ・マグロ類の会社である。捕獲したタイマイは、サメと同様船員が個人的に売っている。
C. V. Dwi Karya Baru Firma Lumbung	活動していない 活動していない	2,300kg 掲載されていない	在庫 4,400kg 活発ではない、在庫なし	不明 ジャカルタへ移転。現状は不明。
C. V. Handel Mij Negara	節度ある活動	掲載されていない	活発ではない、在庫なし	不明
Fa. Mudjur Abadi Fa. Mutiara Mas	活動していない 掲載されていない	1,500kg 1,500kg	在庫 1,500+kg 在庫 1,200+kg	不明 在庫 200kg 取引の再開を待っている。在庫品の多くは1997年の暴動で盗まれた。
Fa. Ng Jihui Seng	掲載されていない	掲載されていない	在庫 2,060kg	*収集業者であり、輸出業者ではない。取引が再開されるまで業務を停止している。
C. V. Rejeki Jaya	節度ある活動	掲載されていない	在庫 100kg	在庫品はすべて販売済み。取引が再開されれば業務再開の予定。経営者死亡。業務停止中。
C. V. Sanida	活発に活動	500kg	在庫 80kg	*活発ではない。
C. V. Sentosa	活発に活動	掲載されていない	活発ではない、在庫なし	*活発ではない。
Fa. Sumbur Mujur	活動していない	1,900kg	在庫 240kg	不明であるが、*潜在的に営業しているか移転した可能性あり。
Serjaya Makassar	節度ある活動	400kg	移転もしくは廃業	*活発ではない。
C. V. Sumber Laut C. V. Sumber Nusantara	530 kg 掲載されていない	500~1,000kg 1,500kg	在庫 530kg 在庫 2,000kg	*活発ではない。 不明(調査中店舗が閉められていた)

注：+:さらなる製品が入手可能、*:調査対象者と会見できなかったため、二次的に得られた情報

軍が輸出しようとしていたと思われる在庫品は、スラウェシ島ウジュン・パンダンで保管されていたものと考えられた。さらにWWFインドネシアのスタッフによると、パプア省から直接取引されたタイマイ甲らもあるであろうとのことであったが、インドネシア国内でタイマイ甲らの積み替えがおこなわれ、違法な輸出・保有のためにウジュン・パンダンへ送られていた可能性のほうが高い。

ベトナム

今回の調査時点では、ベトナム国内でのベッコウ取引が法的に問題となる行為ではなかったことをここで繰り返す必要があると思われる。ベッコウ取引が違法となったのは、2002年4月22日の法令法規48/CP施行後のことである。

ハー・ティエン、Kien Giang (キエン・ザン) 省

ハー・ティエンはベトナム最南西海岸沿いのキエン・ザン省にあり、約40,000人が暮らす街である。大きな河川沿いであってカンボジア国境までは車で約20分である。2002年2月の時点で、取引業者は一般的にハー・ティエンをベトナムにおけるタイマイ製品の一大供給地とみなしていた。ハー・ティエンはタイマイ製品で広く知れ渡っており、タイマイ製品は国内の旅行客が好むこの街の土産物となっていた。

2002年の調査時点では、10家族が活発にタイマイ製品を製作しており、3つの大きな取引業者がハー・ティエンで営業していたと報告されている。2つの業者は街の中心部にあり、他のひとつは観光レジャービーチの近くにあった。これら3つの業者に対して視察調査をおこなった。確認されたベッコウの量と価格（ベトナム・ドンで表示されていた値を米ドルに換算。）を表5に示す。

表5
2002年2月ハー・ティエンの3つの卸売業者で販売されていたベッコウ製品とその価格

ベッコウ製品 (米ドル概算)	業者数	合計数	価格帯 (USD)	価格帯 (JPY)
プレスレット	3	939	1.67-16.67	203-2022
髪留め、ヘアバンド、ヘアピン	3	663	1.20-5.00	146-607
指輪	2	425	非表示	非表示
くし	3	143	2.33-13.33	283-1617
キーホルダー	2	97	1.20-1.33	146-162
イヤリング (1対)	3	32	3.00-10.00	364-1213
眼鏡フレーム	2	20	12.00-34.67	1,455-4,204
扇子	3	12	23.33-30.00	2,829-3,638
巻きタバコ用ホルダー	2	8	4.00	485
ネックレス	1	8	3.00-5.00	364-607
装飾箱	1	5	25.33	3072
シガレットケース	1	3	20.00	2,425
ライターケース	1	2	非表示	非表示
計	-	2,357	-	-
タイマイ剥製	3	90	30.67-200.00	3,719-24,250

注：USD1=JPY121.25で換算、円未満四捨五入

Phan Van Than カンパニーは、ハー・ティエンにおけるもっとも大きなタイマイ製品の生産・販売業者であると考えられた。同一家族が50年以上に渡って業務をおこなっており、彫刻は主に家族の者がおこない、時折人を雇って仕事を分けていた。作業はビルの後方、商品展示室の裏側でおこなわれていた。経営者によるとこの会社では1年におよそ300から450頭のタイマイ（全体）と量は特定できないが大きな鱗甲を入手している。タイマイは漁師から購入していた。何名の漁師がタイマイの捕獲

に携わっているかはわからないということだが、たくさんいると業者たちははっきり言っていた。肉はたぶん食べられている、おそらく漁師が食用としているとのことであった。この業者が作製した製品の大半はベトナム人観光客とホー・チ・ミン市の小売業者へ販売されていた。地元の旅行者は、特に新年を祝う期間中に、毎日店にやって来てタイマイ製品を買っていた（量は不明）。ホー・チ・ミン市のタイマイ製品取引業者も定期的かつ頻繁にこの店を訪れて「大量」の製品を買い取り、小売販売するためにホー・チ・ミン市へ持ち帰っていた。この店にタイマイ製品を買いに来る外国人は極少数であるとのことであった。ただし、香港のバイヤーで定期的に来店する者が1人おり、約3ヵ月ごとにやって来て在庫品をすべて買い取っていくという。正確に確認されたことではないが、このバイヤーはベッコウ製品を香港に持ち帰り、そこで小売販売するようである。2002年初めに聞き取りをおこなった業者によると、最近この人物がやって来たのは2001年12月であった。

別の取引会社である Than Chi 氏は、ハー・ティエン内に2カ所の職場を持つ。経営者の自宅で製品の製作がおこなわれており、少し離れた所に小売販売所がある。この家族経営会社は、20年前からタイマイ製品を製作しており、2002年の時点で3人の職人を雇っていた。タイマイ（全体）と鱗甲は地元漁師から購入しており、人数はわからないが漁師たちは毎年150個体のタイマイを手に入れていたと報告されている。製品の大半はベトナム人観光客とホー・チ・ミン市の小売業者に販売されるということであるが、少数は外国人に販売され、このような外国人の大半は日本および中国から来た者と報告されている。

My Nghe Doi Moi はハー・ティエンにある業者であり、訪問した時点で50年近くもタイマイ製品の製作を続けていた。経営者はハー・ティエンにある自宅の裏手で製品を扱う仕事をしており、工芸技術や売買に関する自分の知識を調査員に話すことを快く承諾してくれた（BOX 1を参照）。

BOX 1

2002年2月ベトナムハー・ティエンにて、ベッコウ職人へのインタビュー

このハー・ティエンの My Nghe Doi Moi 経営者に対するインタビューは、Chris R. Shepherd が現地通訳者を通しておこなったものである。この経営者はベトナムで数十年にわたってタイマイ製品の取引にかかわっており、経営者と同じ会社の職人たちがタイマイ製品を製作しているモノクロ写真を見せてくれた。実際にタイマイの捕獲が違法となったのは 2002 年 4 月 22 日に法令法規 48/CP が施行された後にすぎず、法が施行されたのはこのインタビューをおこなった 2 ヶ月後であったにもかかわらず、政府はタイマイの捕獲を法的に禁じ、警察は取引業者や漁師から大量のタイマイを押収することもあると、この経営者は述べていた。以下はインタビューした経営者の話である。

タイマイは急激に数を減らしている。特にここ 5 年だ。1980 年頃まではハー・ティエンおよび Phu Quoc (フークオク) 島周辺の海にはたくさんのタイマイがいた。当時は 6 人がフルタイムで自分の店で働いて、毎年 400 個もの大きなタイマイを買い入れて加工していた。一番大きいものだけを漁師から買い、小さいものは決して買わなかった。その後、個体群が減り始めた。5 年前、私はすべての従業員を解雇せざるをえなくなり、現在は自分一人で仕事をしている。ここ 10 年ほどはどんな大きさのものでも買う。選り取る余裕はないのだ。このあたりにはもう大きなタイマイはいない。ここ南ベトナムではタイマイは年に 3 回、2 月と 10 月、12 月に産卵する。タイマイを捕る漁師の数が多すぎるからタイマイの数が減っているのだ。それに、卵は地元の者が採って食べたり売ったりする。アオウミガメだけではなくタイマイやほかのウミガメの肉も、漁師やベッコウ職人が食べたり市場で売ったりする。市場ではいつでも売られている。アオウミガメの肉は 1kg 当たり 35,000 ベトナム・ドン (約 2.33 米ドル) で売られていて、このあたりのレストランにはウミガメの肉がよくメニューに出ている。カレーにするのが一番だ。時には剥製として売られていることもある (アオウミガメとクロウミガメの剥製がこの職人の家にあった)。ウミガメの剥製はペアで買うのが普通で、男の子と女の子とみたててよくまとまった幸せな家庭というわけだ。これが家族に幸運をもたらすと言われている。

近頃は漁師からタイマイを買い取り、タイマイの大きさに応じて金額を支払っている。私は今でも一年に最高で 300 頭のタイマイを買い取っているが、ほとんどのものはとても小さく、ベッコウ製品にはせず剥製にして売っている。カメの大きさは背甲の一番幅広いところを甲らの曲線にそって巻尺をあてて測る。幅の大きさはあとから照会できるように腹甲の下側に書いておく。買い取り人はセンチメートル単位で代金を支払う。現在の価格は、通常の計算方法だと 1cm あたり 7,000 ベトナム・ドン (約 0.47 アメリカ・ドル)、あるいは 10cm あたり 70,000 ベトナム・ドンとして計算されている。買い取り人はタイマイから剥ぎ取った鱗甲を買うこともある。鱗甲はキログラム単位で売られ、現在は 1kg あたり 2,000,000 ベトナム・ドン (約 133.33 米ドル) が漁師に支払われている。色の薄い鱗甲はもっとも人気があるが、売りだされるとすぐに買い取られる。

タイマイの数が急激に減り始めた 1993 年、ベトナムからのタイマイ製品の輸出がすべて禁止されたことから、商売はさらに痛手を受けた。これより前、私のところには韓国、香港、日本、中国そしてフランスの輸入業者が出入りしており、こうした地域への輸出货量はとても大きなものだった。現在私は輸出販売をしていないが、香港と韓国の買い取り業者と取引がある。ただし、密かに製品を輸送するのがむずかしいことや製品の数が不足していることから、彼らも輸出が禁じられる前ほど多量に買いはしない。ベトナム国外へ製品を送ることはたいしたことではないようだが、他国内へ持ち込むことがむずかしい。日本の買い取り業者はタイマイ製品をたくさん買うが、ホー・チ・ミン市の販売者だけから購入する。どうしてそんなことをするのかわからないけど、これは笑ってしまう。ホー・チ・ミンでの価格は私のところよりもずっと高いというのに。現在うちの製品の大半はホー・チ・ミン市の業者が買っていく。Phan Van Than カンパニーなどハー・ティエンの 2、3 の業者も買っていく。得意客であるホー・チ・ミン市の業者は 2、3 ヶ月に一度来て、すべての製品を買い取っていく。その時は店を閉めてすべての品物をホー・チ・ミン市へ運ぶ。けれどもホー・チ・ミン市の小売業者はずいぶんと価格を引き上げるので、自分のところで直接買うほうがずっとよいではないかと私は買い取り業者らに言っている。例えば、Hai Tien で私が 350,000

ベトナム・ドンで売っている扇子がハー・チ・ミン市では500,000 ドンで売られることになる。

この地域の職人の大半は私の指導・監督の下で仕事を覚えていった。職人になるには最低3年、熟練者のもとで修行することになる。鱗甲が薄ければ、その分速く製品に仕上がる。分厚いくしを5つ作るのにひとりだと3日かかる。扇子はもっと薄いものから作られるので、一人が一日で作る。完成を急がせるのはよくない。急いで作ったものは美しくない。美しい鱗甲片を作るには時間と忍耐、それに技術が必要とされる。この商売に必要な道具は鱗甲を平たくするプレス機、それから鱗甲片を抑えたり曲げたりするプライヤーと万力、やすりに目の細かいのこぎりと小さなナイフだ。電気で動かす道具は使わない。自分のような熟練した職人だと1ヵ月におよそ3,000,000ベトナム・ドン稼ぐ(1ヵ月に約200米ドル)。ハー・ティエンでタイマイ工芸に従事している10の家族は、そのほとんどが小さな規模でやっている。特別な品物を注文をするには、客は1ヵ月前から発注しなければならない。

Mui Nai (ムイナイ) 海岸、ハー・ティエン近郊

ムイナイ海岸はハー・ティエンから数kmのところにあるよく知られた観光地である。外国人も数人は訪れるが、観光客の大半はベトナムの人たちである。2002年に訪問した際、野生生物の製品を販売する店は3つあった。うち2つは大変小さな店であって店にあるタイマイ製品は100個に満たず、その主な物は髪留めとブレスレットであった。この2つの小さな店では剥製は見られなかった。これらの店に比べるとかなり大きい、もうひとつの店にあったベッコウ製品の明細を表6に示す。この店の経営者たちは、かつては自分たちでタイマイ製品の製作をおこなっていたが今では販売のみをおこなっている。店にあるタイマイ製品はハー・ティエンで購入している。

ムイナイとハー・ティエンで得られた情報によると、以前ムイナイにタイマイの飼育場があった。若いカメをフークオク島で捕獲し、飼養するためにこの飼育場に持ち込まれた。ここのカメはベッコウ製品を作る材料となり、その肉は食用とされた。飼育場最後のタイマイは2000年に死んだと考えられる。情報提供者たちは、カメが死んだのは水が汚れて濁っていたせいだと主張していた。現在ではこの地域でこうした活動は見受けられなかった。

Chua Hang Pagoda (チューア・ハン・パゴダ)、ハー・ティエン近郊

チューア・ハン・パゴダはハー・ティエンから1時間ほどのところの海岸沿いにある洞窟にある。特にベトナムの人々にとっての大変有名な観光地であるが、外国人観光客によるバスツアーもここを訪れる。このパゴダ(洞窟寺院)には2つの入口があり、そのどちらも土産物店、生の魚介類を販売する店、レストランが取り囲んでいる。ほとんどの土産物店がタイマイ製品を販売していて、品物のすべてはハー・ティエンの卸売業者から購入したものということであった。いくつかの店は同じ所有者による店であった。またこれらの店から手に入れた名刺にはすべてウミガメの絵が描かれており、タイマイ製品がこの地域の「特産品」であることがうかがえる。この地域ではタイマイ製品が有名であり、観光客が買い求めるよく知られた品であると取引業者は確認した。値段はベトナム・ドンで記されており、販売の主な対象を国内観光客としていることがうかがえる。12の店舗・露店がタイマイ

の甲らを用いた製品を販売していた。これらの店にあった製品の数と価格を表6に示す。

表6
2002年2月、ムイナイ海岸およびチューア・ハン・パゴダにある土産物店で販売されていたベッコウ製品と価格

ベッコウ製品名	ムイナイ 海岸			チューア・ハン・パゴダ12の土産物店			
	数量	価格帯 (USD)	価格帯 (JPY)	店の数	数量	価格帯 (USD)	価格帯 (JPY)
ブレスレット	410	2.33-3.33	283-404	7	737	1.47-5.33	179-647
髪留め、ヘアバンド、ヘアピン	295	2.00-3.33	243-404	8	603	1.47-23.33	179-2829
くし	15	3.33-6.67	404-809	8	575	1.53-4.33	186-525
キーホルダー	0	-	-	4	48	1.33-1.67	162-203
指輪	35	非表示	-	2	47	1.20	146
巻きタバコ用ホルダー	11	2.33-4.33	283-525	1	12	非表示	-
扇子	2	非表示	-	2	5	23.33-46.67	2,829-5,659
眼鏡フレーム	0	-	-	3	9	14.67-18.67	1,779-2,264
ネックレス	0	-	-	1	2	非表示	-
ライターケース	3	3.00	364	0	0	-	-
その他	100-180	-	-	3	約450	非表示	-
計	約900	-	-	12	約2,500	-	-
タイマイ剥製	4	非表示	-	4	-	36.67-50.00	4,447-6,063
ウミガメの甲ら・頭部・その他の部分	非表示	0	-	0	-	-	-

注：USD1=JPY121.25で換算、円未満四捨五入

ホー・チ・ミン市

土産物店から工芸品店、眼鏡・宝飾品店、ベッコウ専門店まで、ホー・チ・ミン市では43の店を訪問した。これらのうち21の店でベッコウ工芸品やタイマイの剥製が販売されていた。この時点でもっとも数が多かった物はブレスレットであり、確認されたベッコウ製品の半分以上を占めていた。その他にも、髪留め、ヘアバンド、ヘアピン、指輪、イヤリング、ネックレス、ブローチ、ペンダントといった1,500個以上のベッコウアクセサリー類が見られ、12の店舗で合わせて約250個の眼鏡フレームが販売されていた。眼鏡フレームは古くからあるベッコウ製品であり、もっとも高価な売り物のひとつである。他に高価な品物として、扇子、シガレットケースがあり、小物はほかに財布、額縁、鏡フレーム、ミニチュア模型、杖があった。販売されていた数量と表示されていた価格を表7に示す。

表7

2002年2月ベトナムホー・チ・ミン市の43の店で調査中に販売されていたベッコウ製品

ベッコウ製品名	店の数	数量 小計	卸売価格帯 (USD)	小売価格帯 (USD)	小売価格帯 (JPY)
ブレスレット	18	3,092	1.50-8.00	2.00-38.00	243-4,608
髪留め、ヘアバンド、ヘアピン	15	550	1.50-5.00	1.00-30.00	122-3,638
指輪	4	443	1.50-2.00	2.00-43.00	243-5,214
ネックレス	9	261	5.00-6.00	4.00-320.00	485-38,800
眼鏡フレーム	13	284	15.00-35.00	20.00-800.00	2,425-97,000
イヤリング（1対）	9	225	1.00-2.00	1.50-15.00	182-1,819
くし	7	147	2.50-3.00	4.00-47.00	485-5,699
巻きタバコ用ホルダー/フィルター	7	116	2.00	5.00-12.00	607-1,455
ブローチ・ペンダント	3	103	1.00-2.00	2.00-22.00	243-2,668
印鑑	7	102	3.00-4.00	3.00-9.00	364-1,092
装飾箱	7	74	-	25.00-70.00	3,032-8,488
扇子	8	59	20.00-25.00	14.00-98.00	1,698-11,883
ライターケース	7	39	5.00	5.00-9.00	607-1,092
ギター用ピック	1	36	-	2.00-4.00	243-485
パイプ	2	33	-	6.00	728
シガレットケース	6	31	18.00	42.00-62.00	5,093-7,518
ペーパーナイフ	2	25	-	3.00-35.00	364-4,244
財布	3	22	65.00	180.00-250.00	21,825-30,313
キーホルダー	2	22	-	18.00	2183
鏡フレーム・額縁	3	5	-	120.00-220.00	14,550-26,675
家・鳥かごの模型	1	5	-	75.00	9,094
杖	1	1	-	370.00	44,863
タイマイ剥製	4	24	35.00	25.00-120.00	3,032-14,550
合計（ホー・チ・ミン市）	21	5,699	1.00-65.00	1.00-800.00	122-97,000

注：USD1=JPY121.25で換算、円未満四捨五入

特定の製品について価格を尋ねたところ、予想されたとおりに大きな幅があった。製品自体、原料として使われているベッコウの品質と職人の技術にかなりのばらつきがあるためである。小売価格は卸売価格より幾分高くなっていたが、ほとんどの場合、卸売価格に相応するものであった。小売価格に幅が出た主な原因は、特に価格の高い小売店が2件あったためである。この2つの店はどちらも大量購入者に対して10～30%値引きしていた。

ベッコウ製品の販売と他の一部の野生生物製品の販売との間に相関関係がみられた。例をあげると、ベッコウを扱っている店の大半は象牙製品も販売しており、5つの店ではトラやクマの歯や爪も販売していた。ぜいたく品に使用されるものにもかかわらず、ベッコウも象牙も観光客向け野生生物工芸品としてのみ販売されていて、宝飾店、眼鏡店、百貨店では販売されていなかった。一方、ベッコウ製品の販売と骨彫刻品、シカの枝角、チョウ標本やヘビ酒といった他の様々な野生生物製品の販売との間にはほとんど関連はなかった。こうしたものを販売している店の多くはベッコウを扱っていなかった。

考察

全般的な取引の状況

全体的にみると、2002年の調査中にベトナムで確認された取引量は、1993年後半におこなった同様の調査中に確認された量（Anon., 1994b）をはるかに上回っていた。2002年の調査時の価格は米ドル建てでは変わりがなかった（Anon., 1994 b）。これは物価上昇分を考慮すれば、8年間で価格は実質的に下落したといえる。2002年2月の時点でタイマイがベトナムの法律で法的に保護されていなかったことを考えれば、この時点でベッコウ製品が公然と販売されていたことはおどろくに当たらない。1993年と比較して取引量が増えていたことは過去10年のあいだにベトナム経済が自由化されたことの反映であり、価格の低下は競争が激しくなったことと思われるが、広く言われているような、以上の傾向はタイマイの販売量が減少しているという主張とは一致しない。

インドネシアでは、タイマイ製品の輸出や小売販売を減らそうとする関係当局やNGOの活動努力がかなりの成果を上げたようである。問題点は依然残っているが、2001年の全取引量は10年前と比べて著しく減少した。

ベトナム国内におけるタイマイ製品の供給元と販売経路

2002年の調査で聞き取り調査をしたベトナム取引業者はみな、タイマイの捕獲や甲らの加工は国内的産業であると納得していた。タイマイはすべてベトナム海域の漁師から得たものとのことであった。ただし Paracel（パラセル）群島や Spratley（スプラトリー）諸島までをベトナム領地とすると、ベトナム海域は広大なものになる。また一部はベトナム海域外で漁の副産物として捕獲されていた可能性がある。この報告書のためになされた聞き取り調査ではタイマイそのものも、甲ら・鱗甲も他国から輸入されていないことが示唆されたが、2002年5月に実施したより最近のベトナムでのウミガメ製品調査からはタイマイの甲らが少量か輸入されていることがうかがえた（Anon., 作成中）。ベトナム人漁師の話から、ベトナムへの輸入元は主にインドネシアであるらしく、この漁師は公海上でインドネシア人漁師からタイマイの鱗甲を手に入れ持ち帰っていた。

2002年2月の時点で、タイマイ鱗甲を加工したベッコウ製品の製作が南ベトナムで続けられていたことは明白である。製作作業の大半はハー・ティエンという街でおこなわれていた。鱗甲からベッコウ製品を作ったりタイマイそのものを剥製にしたりする目的で、ハー・ティエンにある3つの業者はあわせて毎年750頭から900頭のタイマイを購入し加工していたという。

複数の業者が捕獲されるタイマイの数とタイマイの平均的な大きさは減少したと述べていた。最初に減少傾向が報告されたのは1980年頃のことである。ムイナイ海岸およびチュア・ハン・パゴダにある販売業者たちは、ハー・ティエンをベースとして活動している業者からすべての販売品を買い入れていた。一方ホー・チ・ミン市の販売業者は、ハー・ティエンで製作されたベッコウ製品もホー・チ・ミン市で製作されたものもあると言っていた。ホー・チ・ミン市にある2つの店では店でベッコウを製作する職人を雇っていると言っていたが、他の店では既製品をハー・ティエンまたはホー・チ・

ミン市の卸売業者から仕入れていた。

ムイナイ海岸およびチューア・ハン・パゴダの業者は、店にある品物のほとんどはベトナム人観光客に売っていると述べていた。これを反映するように、価格は地元通貨で記されており、ホー・チ・ミン市の状況とは対象的であった（下記「**東南アジアにおける国際取引**」を参照）。

インドネシアにおけるタイマイ製品の供給元と流通経路

タイマイは、アオウミガメ漁や一般的な漁の副産物としてインドネシア海域で捕獲されているようだ。こうして捕獲されたタイマイは、バリを中心とする既存のアオウミガメの食肉取引と同様に処理されたり、地域によっては鱗甲をはぎとられてベッコウ製品に加工されている可能性がある。そうしたものの以外は食用として利用されるか廃棄される。マルク（Curran, 2002）、ニアス（本報告）、およびパプア（本報告）からの船がインドネシア国内でタイマイ漁をおこなっていたことを示唆する資料が得られている。おそらくタイマイの分布とインドネシアの漁業活動域が重なっている所ではタイマイの捕獲がおこなわれており、一部の経済海域や他国の領海域もこれに含まれると思われる。バリでウミガメ肉の需要があるために地域的なウミガメ生体の取引ルートがしっかりと確立されており、タイマイの捕獲は広い地域で続けられているようである。しかし捕獲場所から売買・消費地までの輸送や捕獲作業にかかる本来の労力・費用に加えて、法執行者から逃れるための労力がかかることから、捕獲活動は抑制傾向にあるようだ。

ベッコウ製品を製作しているタイマイ鱗甲加工場は、スラウェシ島南東トゥカン・ベシ島の小屋程度の業者（Curran, 2002）からジャワ島ジョクジャカルタの伝統ある加工センターまで、インドネシアの数多くの地方でみられた。甲ら、未加工鱗甲、ならびに加工品の取引のほとんどは潜行的におこなわれている様子であり、組織化されたものではないようだ。

東南アジアにおけるタイマイ製品の国際取引

ベトナム

1999年にNguyenは、ウミガメ剥製およびウミガメ製品の取引は「依然ベトナム全体でおこなわれている」と報告し、ホー・チ・ミン市、Vung Tau（ブンタウ）およびハノイにある数件の店で100頭ものウミガメ剥製が販売されていたと述べている。Nguyenは剥製を海外へ運ぶ際の労力、費用、および危険性を考えれば、外国人旅行者が主な買い手であることははないであろうと考えた。ホー・チ・ミン市での調査結果はこの時の調査結果とは対照的なものであり、市内で外国人観光客が訪れる商店や場所では販売されているベッコウが目に入らないことはほとんどなかったとされている。2002年の調査中にホー・チ・ミン市内で確認されたベッコウ製品はすべて米ドルで価格表示されており、基本的に外国人の買い手をあてにした販売であることがうかがわれる。並べて現地通貨で価格表示していたのは、2、3の店だけであった。商品は1ドルからあるため、土産物を買おうとする者にとって気になる値段ではない。また客にベトナムからベッコウを国外へ持ち出すことは違法であることを告げる店はほんの一部にすぎなかった（しかも尋ねられた場合にのみ答えることが多い）。質問したところ、

ホー・チ・ミン市内の多くの業者は外国人がベッコウ製品を買っていくと述べ、一部の業者は外国人だけを対象に販売していると言っていた。日本、中国、タイ、マレーシア、カナダ、およびアメリカの業者については具体的に指摘があり、日本と中国の業者数が一番多く、もっとも大量に買っていくと言っていた。多くの業者が自分達の取引の中で輸出品として卸す品物の割合は大きく、おそらく一番大きな部分を占めるであろうと言っていた。

ハー・ティエンにある3つの主な業者は、小売販売するタイマイ甲ら製品は大部分がベトナム人向けであり、ベッコウ製品を買っていく外国人はごく少数であるとはっきり述べていた。しかし、ハー・ティエン、ムイナイ海岸、およびチュア・ハン・パゴダで販売されている製品の中には、主に日本や中国といった外国人向けに作られたものがあるということである。

ベトナム人業者が言う外国人客の多くは、在ベトナム外国人ではなく旅行者と推定するのが妥当である。すなわち、外国人客へ売られたベッコウ製品は違法に国際的に取引されたと考えるのが合理的である。ある業者はメールオーダーで眼鏡フレームを、特に高価な「シロコウ」を日本へ販売したと言っていた。他の複数のベトナムの製造・販売業者は、外国人バイヤーは自国（香港、日本、韓国の名前が挙がっていた）で小売販売するために大量の品を国外へ持ち出していると述べていた。特に得意客である香港のバイヤーは、およそ3ヵ月ごとにハー・ティエンの **Phan Van Than** という店へ来て在庫品をすべて買っていくという。ベッコウ製品は香港へ持ち帰ったと思われる。このように2002年2月の時点のベトナムでは商業的規模の違法な国際取引の兆候がみられた。2002年5月のウミガメ取引の調査（Anon., 準備中）でも同様に、ベトナムから香港、日本、韓国、台湾、中国、および北アメリカ・ヨーロッパにあるアジア人街へ卸売として輸出されているという話が幅広く得られた。

国内でのタイマイの捕獲・採取（卵、肉、剥製、およびベッコウ）も部分的にはベトナムのタイマイ個体群の減少に関与していると考えられるが、こうした影響は国際取引の影響に比べると二次的なものに過ぎないと思われる。2002年4月にベトナムで保護のための法規制が施行されてこの状況はまた変化しているかもしれない。しかし検証確認作業が重要なことは明らかである。

インドネシア

1995年8月に3tの押収事件があった後、インドネシアから日本への大規模なベッコウの輸出の証拠となるものはない。しかし、一部の業者が依然ベッコウを保有しているという話や、大量の輸出が計画されているという噂話から、インドネシア内で少なくとも2、3の業者は時期をみながら大量輸出の再開を待っていることがうかがえる。インドネシア国内の合法的に保管されているベッコウの量は正確には記録されていないが、1980年代に目録が作成され確認されている一部の在庫品については、違法な輸出（例：1995年の日本向け輸出）と、おそらくはウジュン・パンダンなどで起きた1997年のインドネシア暴動の際に盗難にあったことによって量が減少していた。

インドネシアならびにベトナムで国際取引がなされている可能性

他のワシントン条約締約国間で合法的な国際取引が再開されれば、インドネシア国内の取引業者は SHELLED OUT? 東南アジアのベッコウ利用を考える

インドネシアも近い将来ワシントン条約当局に輸出再開を求めるだろうと考えるのではないだろうか。取引業者たちはこうした考えに刺激されて、前回登録した量まで在庫量を戻そうとするであろう。そうすればヤミ市場に対する需要が増し、その結果タイマイ在庫品に対する放出圧力に繋がる可能性もある。同様にベトナムでも、国際市場においてタイマイおよびベッコウ卸売への需要と価格が上昇すれば、既存の販売網が成長を続ける、あるいはより成長の度合いが大きくなると思われる。キューバや他の供給地から最終消費者が集まる東アジアの市場へ合法的にベッコウを供給すれば 2001/2002 年のインドネシアおよびベトナムにおけるタイマイ採取の少なくとも一部を誘発していた根強い需要を満たすことができ、このような危険性に対抗できるかもしれない。どのシナリオがもっとも可能性があるのか客観的に確実に予測することはできない。しかし、本調査をおこなった時点でこの両国において適切な保護対策が不十分であり、現在も続いているタイマイの捕獲・取引を抑制するに至っていないという事実は差し迫った問題となっている。2002年にベトナムの法規制が変更されたことは、こうした状況を改善するための対策の枠組み作りの助けとなるであろう。インドネシアにおいては、違法取引をくい止め、遮るために既存の違法性のない在庫品の管理を改善し、違法取引ルートを断つ努力を増していくことが問題解決の重要なポイントのようである。ワシントン条約で管理する内容がどうかは別として、こうした対策が必要である。

結論

- 2002年2月にベトナムを調査した時点で、ベトナム国内でのタイマイおよびタイマイ製品の取引は、1993年に記載された取引の水準より増大していた。2002年4月に制定されたベトナムの保護法にタイマイが含まれたことは、ベトナムに残るタイマイ個体群の保護努力へ向けた重要なステップとなる可能性がある。
- インドネシアにおけるタイマイ取引、特に一般的な小売販売は、過去10年ほどで著しく減少しているもようであった。卸売販売も減少している様子であり、取引は潜行的なものに変わってきたようである。ベッコウの在庫量は一見したところかなり減少していた。少数ではあるが現在ベッコウの売買を控えている業者の一部は、合法的な輸出が再び認められれば取引の再開を待つと言っていた。ベッコウの合法的な国際取引が再開される兆しが出て来れば、これに刺激されて一部のインドネシアの業者は在庫品の確保に動くことが考えられ、その結果インドネシア地域のタイマイ個体群に対する捕獲圧力の増大につながるおそれがある。
- インドネシア政府が監視活動を強めて確実に在庫品の記録を更新するようになれば、インドネシアのベッコウ業者が違法に在庫品を集める危険性は減少すると思われる。正確な在庫記録が維持されれば違法取引に対するより一層の抑止力となり、ベッコウ業者に対する管理・モニタリング活動に役立つと思われる。
- ベトナムおよびインドネシアの両国において、本レポートにまとめた調査をおこなった時点での取引の動態から、ワシントン条約で管理するかどうかは別として、タイマイの捕獲・タイマイ製品の取引に対処する緊急的な行動が必要であるとの結論を得た。

提言

- ベッコウの国際取引再開に向けたいかなる兆候からみても、インドネシアの業者は保有している在庫品の販売をインドネシア政府に要求すると思われることから、インドネシア政府は国内に存在する在庫品の最新データを集めるべきである。
 - これ以上の違法な輸出を防ぐため、インドネシア政府は違法に備蓄されているベッコウを法令にのっとって押収すべきである。
 - 違法なタイマイの捕獲およびタイマイ部分の取引に対処するためにインドネシア、パプアニューギニア、フィリピンなど地域的なタイマイ生息域を持つ国の政府当局およびNGOが実施している現在の活動を、タイマイ生息域を有する国の政府は承認・拡張すべきであり、援助国はこれを支援すべきである。
 - 合法に見せかけるための操作となるおそれがあることが疑われるため、あらゆるインドネシアの
- SHELLED OUT? 東南アジアのベッコウ利用を考える

タイマイ飼育プロジェクトを綿密に監視すべきである（NGO とインドネシア政府双方により）。

- ベッコウ取引の中心地である可能性が確認されたため、ジャワ島ジョクジャカルタにおけるベッコウ産業と取引の最新調査を実施すべきである。ウジュン・パンダンではさらなる取引と在庫品に関する調査が必要であり、スマトラ島西部やパプア島など、多数のタイマイが捕獲・取引されていることが判明している、あるいは疑われているところでは、取引に関する調査を実施するよう提言する。
- ベトナムにおいては、最近になってタイマイが完全に保護の対象となったことを一般に認知してもらうため、取引業者と購入者の双方を対象とした公教育や啓発活動を始めべきである。タイマイ製品の購入を控えるよう人々に促し、また外国人にタイマイやその一部分の国際取引・移動を禁じているワシントン条約法規定について認知してもらうための活動を NGO と政府は継続すべきであり、できることであればさらに強化すべきである。
- ベトナムではタイマイ保護法の整備に続けて、国内取引への取り組みやベトナムからのタイマイ製品の違法な輸出を発見し防止するための活動の強化など、目的達成のための執行活動を実施すべきである。このような法執行活動を支えるため、関係する政府省庁の能力強化をおこなうべきである。
- ベトナムにおいては、最近施行されたベッコウ製品に対する国内売買管理の対策の効果を検証するため、さらなる調査を全国規模で始めるべきである。
- 商業目的での製品の移動を追跡するのに役立つよう、東南アジアおよび東アジア全体を網羅する地域単位の押収記録システムを組織化すべきである。インドネシア政府とベトナム政府間のウミガメ保護問題に対処する多国間の地域を超えた協力関係を増強するため、この東南アジアの両国に対し、移動性野生動物種の保護に関する協定（CMS）に加盟するよう奨励すべきである。